

山口県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十二年十一月十二日

施術者の氏名	施 術 所 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林田 成一	田布施中央南整骨院	熊毛郡田布施町中央南二三番五号	平成二二、九、六

山口県告示第三百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十一月十二日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人社団 高橋内科	周南市緑町一丁目六六	訪問介護ヘルパースターションひまわり	周南市新地三丁目五番一号	訪問介護	平成二二、八、一
株式会社Forest	岩国市玖珂町三四三〇	訪問介護ステーションあゆみ	岩国市玖珂町三四三〇	訪問看護	一〇、〃
株式会社愛優会	宇部市大字船木一〇一七の三	デイサービスセンターゆず	宇部市大字船木一〇一七の四	通所介護	〃

山口県告示第三百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十一月十二日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	事業の種類	指定年月日	
医療法人社団 高橋内科	周南市緑町一丁目六六	訪問介護ヘルパースターションひまわり	周南市新地三丁目五番一号	介護予防訪問看護	平成二二、八、一
株式会社愛優会	宇部市大字船木一〇一七の三	デイサービスセンターゆず	宇部市大字船木一〇一七の四	介護予防通所介護	一〇、〃

山口県告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十二年十一月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
宇部市大字吉見字笹原四〇六の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため

山口県告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十二年十一月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林予定森林の所在場所
長門市三隅上字紅葉ヶ浴五三三の二、五三三の三、五三三の四、字前大里五八〇、

畠二二八、二二二九の一、二二二九の三、二二三〇、二二三〇の一、字笹尾二二五七の一、二二五八、二二五九、二二六〇、字大窪二二六一、二二六三、二二六五の一、二二六五の二、二二六六の一、二二六六の二、二二六七から二二六九まで、二二七〇の一、二二七一、二二七八の一、二二七九、二二八〇の一、字小水二二八四の一、二二八五の一、二二八七の二、二二八七の二、二二八八、二二八九の一、二二九三の一、字大平二二九〇の一、二二九一、二二九二の一、二二九三、二二九三の三、二二九四、字小水第二二三四の一、字小水第三二二五〇の一、二二五〇の二、字諏訪ノ前二八三三、二八三三、字小水第一二二九一六の一、二二九一六の二、二二九一八の一、字河内神二九六五の一

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十二年十一月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

熊毛郡上関町大字長島字新地四九〇六地先公有水面

2 第二区

(二) 区域

1 第一区

熊毛郡上関町大字長島字新地四九〇六から同大字天神町四八八〇の七に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

次の1の地点から14の地点までを順次結んだ線、14の地点と15の地点を結ぶ昭和四十六年十一月九日付け指令港湾第一〇九五号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和四十六年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D. L. + 三・二七メートル)及び1の地点と15の地点を結ぶ平成二十一年秋分の満潮位(D. L. + 三・〇六メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と上関漁港福浦A防波堤との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の16の地点から35の地点までを順次結んだ線、35の地点と36の地点を結ぶ満潮位における公有水面と上関漁港西防波堤との境界線、36の地点と37の地点を結ぶ昭和五十年十二月九日付け指令港湾第一一八二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. + 三・二七メートル)、37の地点と38の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び16の地点と38の地点を結ぶ昭和四十六年埋立地と公有水面との境界線(D. L. + 三・二七メートル)に囲まれた区域

1の地点 熊毛郡上関町大字長島字上盛りの上盛山三等三角点(北緯三三度五分〇二・九六八秒東経一一三度〇五分三六・六三七秒)(以下「基準点」という。)から七八度四分〇五秒一、二七〇・四八メートルの地点

- 2の地点 1の地点から三三度五分三八秒五・九九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三二度五五分五〇秒一〇・九二メートルの地点
- 4の地点 3の地点から四二度五〇分〇九秒一〇・八二メートルの地点
- 5の地点 4の地点から四五度四〇分二一秒二〇・〇〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から四五度〇五分〇六秒二〇・〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から四四度三一分四一秒二・五八メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三一七度四五分三六秒一・〇三メートルの地点
- 9の地点 8の地点から四四度〇五分四九秒二・六五メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一四六度四五分〇八秒〇・八三メートルの地点
- 11の地点 10の地点から四六度一分五七秒一四・九〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から四四度四六分三七秒二〇・一七メートルの地点
- 13の地点 12の地点から四四度四六分四九秒二一・七八メートルの地点

二 埋立てに関する工事の施行区域
(一) 位置

熊毛郡上関町大字長島字新地三〇三の二、三〇三の四、三〇三の六から三〇三の八まで、三〇五の三、三〇五の五、三〇五の一、三〇五の三、三〇五の一五

(二) 面積

1 第一区

三五五・六五平方メートル

2 第二区

九七二・七二平方メートル

- 14の地点 13の地点から四三度五八分三〇秒六・九六メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二三度一三一分一〇秒一・二五メートルの地点
- 16の地点 基準点から七五度三九分一四秒一、四二〇・八七メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一二五度一四分五六秒四・〇四メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一二四度一七四分九秒三・〇七メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一三四度四六分一二秒一・四六メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一四二度五五分五秒一〇・二四メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一四九度〇七分五四秒二〇・四〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一四八度五二分五〇秒一・八三メートルの地点
- 23の地点 22の地点から六六度二五分四秒〇・九五メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一四九度三三分四二秒二・八八メートルの地点
- 25の地点 24の地点から一三五度二〇分三三秒〇・七七メートルの地点
- 26の地点 25の地点から一四八度三六分一七秒一四・九四メートルの地点
- 27の地点 26の地点から一四六度二一分四九秒一・八二メートルの地点
- 28の地点 27の地点から一四四度二七分一四秒一・八二メートルの地点
- 29の地点 28の地点から一四二度三二分四〇秒一・九・八二メートルの地点
- 30の地点 29の地点から一四〇度五九分四八秒一・九・九三メートルの地点
- 31の地点 30の地点から一四〇度五一分三〇秒二〇・〇〇メートルの地点
- 32の地点 31の地点から一四〇度五一分三〇秒二〇・〇〇メートルの地点
- 33の地点 32の地点から一四〇度五一分二四秒二〇・〇〇メートルの地点
- 34の地点 33の地点から一四〇度五一分三〇秒二〇・〇〇メートルの地点
- 35の地点 34の地点から一四〇度五〇分一二秒一・八・三四メートルの地点
- 36の地点 35の地点から一二九度三七分三三秒三・五五メートルの地点
- 37の地点 36の地点から三三二度一六分四六秒二〇八・七三メートルの地点
- 38の地点 37の地点から三三二度〇三分二四秒三・一六メートルの地点

(二) 区域

次の①の地点から②⑧の地点までを順次結んだ線及び①の地点と②⑧の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から七七度〇九分〇五秒一、二三四・〇九メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から四四度三四分四六秒一六〇・四八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から六九度五九分三三秒四九・二六メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一〇五度〇三分一五秒五九・九五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一四三度四九分〇九秒二六九・六一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一七度二二分二一秒一三・八六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一七五度三七分二五秒五・三三メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一四六度〇二分〇三秒六・八三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一三七度二分〇八秒一四・三三メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一五度一九分三四秒六・五八メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一三度一七分〇四秒四・五九メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一三度五五分五四秒七・二八メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一一度一五分〇〇秒一三七・九六メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一三三度四分五二秒二四・八一メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一三三度四分五二秒二四・八一メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一三三度三六分〇九秒二一・八八メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一三三度三六分〇九秒二一・八八メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一七七度四〇分四〇秒一四・八五メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一六四度二五分一九秒一一・〇五メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一五五度〇七分〇六秒五・四八メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から一三八度二二分一五秒二一・一四メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から一三四度一六分四八秒一四・八七メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から一三五度一四分一〇秒五七・三〇メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から一四二度四三分五八秒二・六〇メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から一六六度三八分一九秒二八・六六メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から一六六度三一分二四秒二・七八メートルの地点

- ②7の地点 ②6の地点から二〇七度〇七分三二秒一五・二四メートルの地点
- ②8の地点 ②7の地点から二九八度三八分二〇秒二・二五メートルの地点
- (二) 面積
二八、五八九・八八平方メートル

用途	配置	規模
防炎施設用地	道路用地を除く全域に配置	約一、二五〇平方メートル
道路用地	埋立地の第二区の北西側に配置	約八〇平方メートル

- 四 免許を受けた者
熊毛郡上関町大字長島五〇三番地
上関町
上関町長 柏原 重海
平成二十二年十月二十九日
- 五 免許の年月日
平成二十二年十月二十九日



(三七七) ふぐ処理師試験の実施
ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」といふ。)第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成二十二年十一月十二日
山口県知事 二井 関 成

- 一 試験の日時及び場所
(一) 学科試験
1 日時
平成二十三年二月十七日(木曜日)午前十時から正午まで
2 場所
山口市滝町一番一号
山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

- 1 日時
平成二十三年三月十日(木曜日)午前九時から
- 2 場所
山口市富田原町一番一八号
財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。
実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

平成二十三年一月四日(火曜日)から同月二十日(木曜日)まで(郵送の場合は、一月二十日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」といふ。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))

五 提出書類等

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)
- (五) ふぐ処理業務従事証明書
- (六) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第

十一 条第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(四)及び(五)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料
一万五百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふく処理師試験受験願書等請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十七センチメートル以上、横二十一センチメートル以上)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(三七八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十八日山口県公告(二〇四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十一月十二日から同年十二月十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン小郡
所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三七九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十八日山口県公告(二〇九)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十一月十二日から同年十二月十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン小郡
所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三八〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月二十五日山口県公告(二二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十一月十二日から同年十二月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十一月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス宇部小松原店
所在地 宇部市小松原町二丁目六番六号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月十二日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十三号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十一年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項中「105」を「80」に改め、同表山口県立岩国高等学校の項中「280」を「240」に改め、同表山口県立柳井高等学校の項中「200」を「160」に改め、同表山口県立熊毛南高等学校の項中「120」を「105」に改め、同表山口県立下松高等学校の項中「180」を「160」に改め、同表山口県立防府高等学校の項中「280」を「240」に改め、同表山口県立宇部中央高等学校の項中「200」を「160」に改め、同表山口県立豊浦高等学校の項中「200」を「180」に改め、同表山口県立響高等学校の項中「80」を「70」に改め、同表山口県立下関中央工業高等学校の

項中「40」を「35」に改め、同表山口県立下関工業高等学校の項中

80
40
40

を

に改め、同表山口県立大津高等学校の項を次のように改める。

70
35
35

山口県立大津高等学校	長	門	市	本	校	普通科	3	—												全日制課程普通科は平成22年度から生徒募集を停止する。
------------	---	---	---	---	---	-----	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------------

別表の1の表山口県立大津高等学校の項の次に次のように加える。

別表第一秋学区の項中「阿武郡阿武町」を「阿武郡」に、

山口県立大津高等学校

を

山口県立大津高等学校

に改める。

山口県立大津緑洋高等学校

別表第二中「阿武郡阿武町」を「阿武郡」に改め、「向津具中学校区」を削り、

美祿市のうち於福中学校区、美東中学校区

山口県立大津高等学校

美祿市のうち於福中学校区、美東中学校区

山口県立大津緑洋高等学校

に を

改める。

別表第三中「阿武郡阿武町」を「阿武郡」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十二年十一月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

- (一) 年末一時金の要求に関する件
- (二) 諸手当の改善の要求に関する件
- (三) 労働条件の改善の要求に関する件
- (四) 増員の要求に関する件

二 日時

平成二十二年十一月十二日印刷
平成二十二年十一月十二日発行

発行人所

山口県庁
山口県知事

平成二十二年十一月十二日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。